

調布市生活文化スポーツ部
多様性社会・男女共同参画推進課

調布市パートナーシップ宣誓制度の創設・公表について

多様な性的指向・性自認の方々の生活上の困難の軽減を図り、多様な生き方、暮らし方ができる社会の形成に向け、この度、調布市パートナーシップ宣誓制度を創設いたします。

なお、本制度を開始するにあたり、所管となる調布市生活文化スポーツ部男女共同参画推進課の名称を、2月20日付で「多様性社会・男女共同参画推進課」と改め、多様な性に関する啓発事業や相談を行って参ります。

1 名称

調布市パートナーシップ宣誓制度

2 根拠規定

調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱(令和5年2月20日制定)

3 制度概要

(1) 対象者要件（以下、全項目に該当するおふたり）

ア 多様な性的指向・性自認の方を含むおふたり

イ 双方が民法に規定する成年（満18歳）に達していること

ウ 市内在住であること（一方が市内在住で、もう一方が転入予定である場合を含む）

エ 双方に配偶者がいないこと及び双方以外にパートナーシップ関係にないこと。婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと

オ 直系血族・3親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にあることを約することを目的としてされた養子縁組による場合を除く。

(2) 宣誓の手続き

ア 宣誓・届出

(ア) 事前に宣誓日時を予約のうえ、おふたりで「市民プラザあくろす3階 多様性社会・男女共同参画推進課」に来庁

(イ) 対象のおふたりが、パートナーシップ関係にあることを宣誓のうえ、「調布市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」とします。）」に署名（通称

名※可) し、必要書類等を届出

※通称名とは、戸籍上の氏名以外の呼称で、戸籍上の氏名に代わるものとして、社会生活上使用するもの

【必要書類】

- ① 宣誓書
- ② 住民票の写し
- ③ 婚姻をしていないことが分かる書類（戸籍抄本、独身証明書等）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

イ 交付

提出された書類を審査のうえ、市長が「調布市パートナーシップ宣誓制度受理証」（以下「受理証」と言う。）と宣誓書（副本）を交付

ウ その他

宣誓書及び受理証に通称名の記載可

(3) 受理証等の活用

今回の市議会定例会に以下のサービスの利用を可能とするための条例の一部改正の議案を提出しています。今後、利用可能なサービスを拡充していく予定。

ア 市が実施する市民向けサービス

市営住宅等の利用（議案第26号）

イ 市役所職員の福利厚生等の制度（各種休暇や手当等）利用

（議案第11号，12号，14～16号）

ウ 今後の拡充

相互連携の取組（同様の制度を運用している東京都との相互連携）

事業者の各種サービスや従業員の福利厚生等への働きかけ

4 今後のスケジュール

3月 5日 パートナーシップ宣誓制度創設・受付開始日を告知

市報ちょうふ，市HP，調布市男女共同参画推進センターHP等

3月11日 制度導入についての講演会開催

タイトル「多様な性から考える。暮らしやすい地域社会って？」

時間：午前10時～11時30分 場所：オンライン

講師：鈴木茂義氏（プライドハウス東京理事）※チラシ参照

3月15日 （告知は市報ちょうふ3月5日号から）予約受付開始予定

問い合わせ

生活文化スポーツ部

多様性社会・男女共同参画推進課

担当：高松 電話：042-443-1216